

返還予定のある駐留軍用地等内 の土地買取について

平成 28 年 6 月 沖縄県

跡地利用推進法^(※1)に基づき、下図の駐留軍用地（又は跡地）については、返還後の跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、市町村・県等^(※2)が土地を買取る事業（公有地の確保）を実施しております。**なお、市町村・県等に土地を売却した場合の譲渡所得については、最高 5,000 万円の特別控除の対象となります。**（国税事務所との協議により特別控除を受けられない場合もございます。）

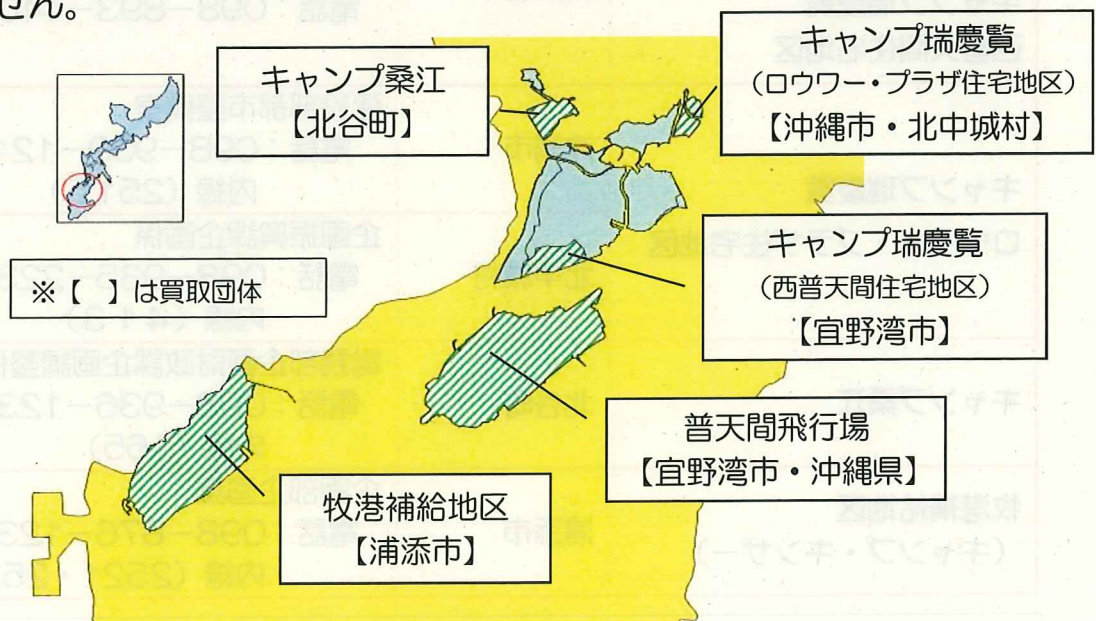
【申出・届出制度】

下図の駐留軍用地（又は跡地）内の土地を売却しようとする場合は、跡地利用推進法に基づく以下の手続きが必要です。

- 申出：市町村・県等への土地の売却を希望する場合は、土地の所在市町村へ買取希望の申出が必要となります。
- 届出：**民間へ土地を売却しようとする場合には、土地の所在市町村へ届出が必要となります。**

※注意※

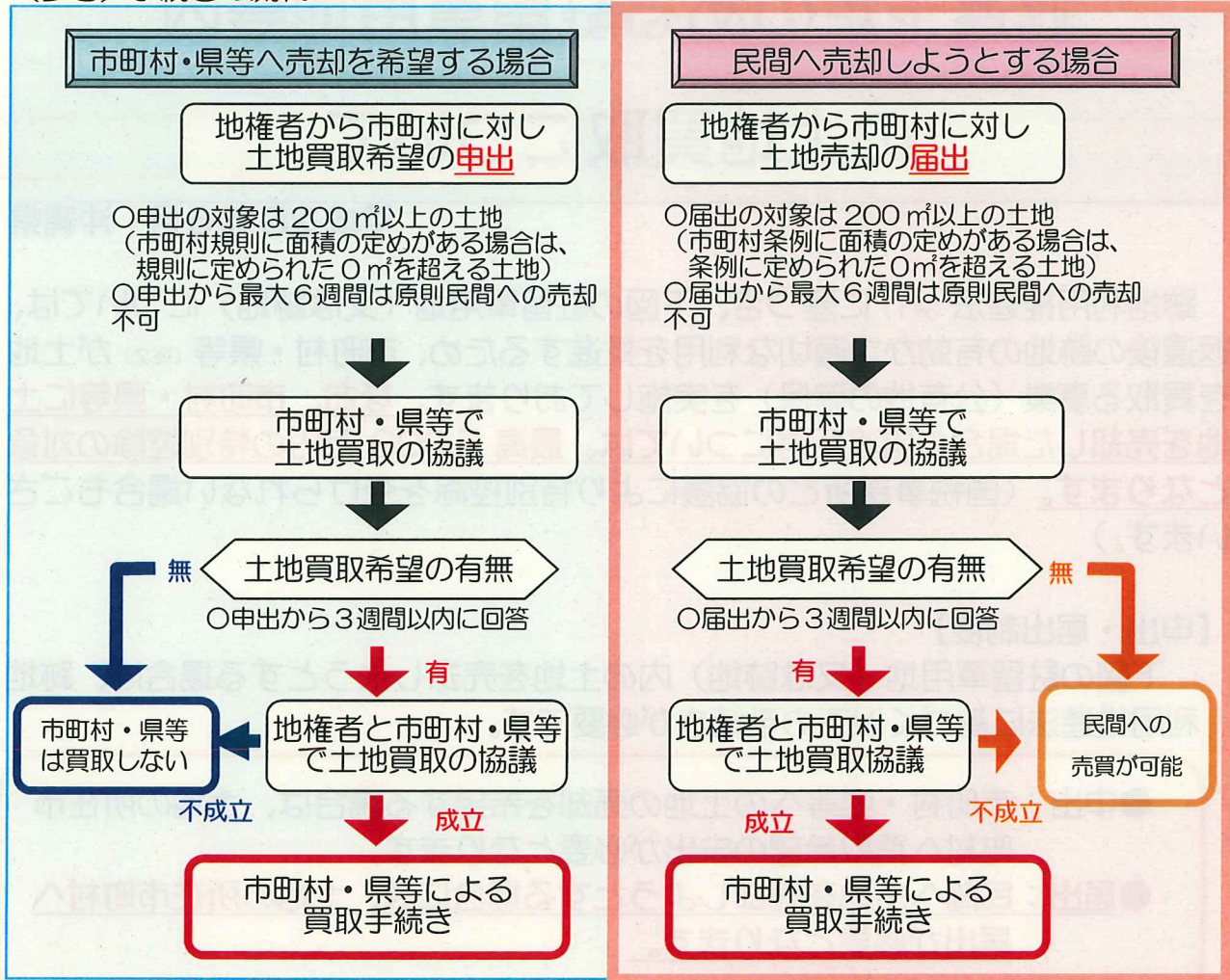
- **土地売却の届出を行わなかった場合や、虚偽の届出を行った場合等には、50 万円以下の過料が科されることがあります。**
- 土地売却の申出・届出から最大 6 週間、原則、民間への土地の売却ができません。



(※1) 正式名称は、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（平成 24 年 4 月施行）

(※2) 沖縄県又は関係市町村が設立した土地開発公社を含む。

(参考) 手続きの流れ



各市町村の担当窓口

駐留軍用地（跡地）名	市町村	担当課
普天間飛行場	宜野湾市	基地政策部まち未来課 電話：098-893-4401
キャンプ瑞慶覧 西普天間住宅地区		
キャンプ瑞慶覧 ロウワー・プラザ住宅地区	沖縄市	建設部都市整備室 電話：098-939-1212 内線（2515）
	北中城村	企画振興課企画係 電話：098-935-2233 内線（413）
キャンプ桑江	北谷町	総務部企画財政課企画調整係 電話：098-936-1234 内線（165）
牧港補給地区 （キャンプ・キンザー）	浦添市	企画部企画課 電話：098-876-1234 内線（2521・2530）

沖縄県の担当窓口

企画部企画調整課 跡地利用推進班 電話：098-866-2108